

○沖縄県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

沖縄県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

平成26年10月21日

規則第54号

改正 平成27年12月4日規則第70号 平成28年10月25日規則第69号
平成30年8月10日規則第67号 令和元年12月3日規則第66号

注 令和元年12月3日規則第66号により、令和2年4月1日から施行される部分は、本文に直接改正を加えないで、改正文を当該条文の末尾に枠で囲って掲げた。

沖縄県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

沖縄県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、沖縄県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年沖縄県条例第49号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(食事の提供の特例)

第3条 条例第15条の規則で定める要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 園児に対する食事の提供の責任が当該幼保連携型認定こども園にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。
- (2) 当該幼保連携型認定こども園又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。
- (3) 調理業務の受託者を、当該幼保連携型認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者としてすること。
- (4) 園児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。
- (5) 食を通じた園児の健全育成を図る観点から、園児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

(園舎及び園庭の基準)

第4条 条例第19条第2項の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 園舎は、2階建以下を原則とすること。ただし、特別の事情がある場合は、3階建以上とすることができる。
- (2) 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所（以下この号及び次号において「保育室等」という。）は1階に設けるものとする。ただし、園舎が次のア、イ及びカの要件を満たすときは保育室等を2階に、前号ただし書の規定により園舎を3階建て以上とする場合であって、次のアからクまでの要件を満たすときは保育室等を3階以上の階に設けることができる。
ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物であること。
イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる設備が1以上設けられていること。

階	区分	設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から2階までの部分に限り、屋内

		と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から3階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からそのいずれかに至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 幼保連携型認定こども園の調理室（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下エにおいて同じ。）以外の部分と幼保連携型認定こども園の調理室の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

（ア） スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のもので設けられていること。

（イ） 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 幼保連携型認定こども園の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他園児が出入し、又は通行する場所に、園児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 幼保連携型認定こども園のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。

(3) 前号ただし書の場合において、3階以上の階に設けられる保育室等は、原則として、満3歳未満の園児の保育の用に供するものでなければならない。

- (4) 園舎及び園庭は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けることを原則とすること。
- (5) 園舎の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とすること。
- ア 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積

学級数	面積（平方メートル）
1 学級	180
2 学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$

イ 満3歳未満の園児数に応じ、条例第20条第6項及び次条の規定により算定した面積

- (6) 園庭の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とすること。

ア 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積

(ア) 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積

学級数	面積（平方メートル）
2 学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$
3 学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$

(イ) 3.3平方メートルに満3歳以上の園児数を乗じて得た面積

イ 3.3平方メートルに満2歳以上満3歳未満の園児数を乗じて得た面積

一部改正〔平成28年規則69号・令和元年66号〕

(園舎に備えるべき設備の基準)

第5条 条例第20条第7項の規則で定める基準は、保育室及び遊戯室の面積が、1.98平方メートルに満2歳以上の園児数を乗じて得た面積以上であることとする。

(職員の数等の基準)

第6条 条例第23条第3項に規定する規則で定める基準は、次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時2人を下ってはならない。

園児の区分	員数
1 満4歳以上の園児	おおむね30人につき1人
2 満3歳以上満4歳未満の園児	おおむね20人につき1人
3 満1歳以上満3歳未満の園児	おおむね6人につき1人
4 満1歳未満の園児	おおむね3人につき1人

備考

- この表に定める員数は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下この条において同じ。）を有し、かつ、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の18第1項（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第8項において準用する場合を含む。）の登録（以下この条において「登録」という。）を受けたものに限る。）、教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。）、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であって、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。
- この表に定める員数は、同表の左欄の園児の区分ごとに右欄の園児数に応じ定める数を合算した数とする。
- この表の第1項及び第2項に係る員数が学級数を下るときは、当該学級数に相当する数を当該員数とする。
- 園長が専任でない場合は、原則としてこの表に定める員数を1人増加するものとする。

一部改正〔平成27年規則70号・30年67号〕

附 則

(施行期日)

- この規則は、条例の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 2 みなし幼保連携型認定こども園の設備については、第4条及び第5条の規定にかかわらず、当分の間、沖縄県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例（平成26年沖縄県条例第50号）による改正前の沖縄県認定こども園の認定の要件に関する条例（平成24年沖縄県条例第23号）別表第3の規定によることができる。
- 3 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して5年間は、第6条の規定にかかわらず、みなし幼保連携型認定こども園の職員配置については、沖縄県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例による改正前の沖縄県認定こども園の認定の要件に関する条例別表第1の規定によることができる。

(幼保連携型認定こども園の設置に係る特例)

- 4 施行日の前日において現に幼稚園（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下同じ。）を設置している者が、当該幼稚園を廃止し、当該幼稚園と同一の所在場所において、当該幼稚園の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る第4条第2号及び第6号の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句												
第4条第2号	ア、イ及びカの要件を満たす	耐火建築物で、園児の待避上必要な設備を備える												
第4条第6号	ア 次の掲げる面積のうちいずれか大きい面積 (ア) 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>学級数</th> <th>面積（平方メートル）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2学級以下</td> <td>$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$</td> </tr> <tr> <td>3学級以上</td> <td>$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$</td> </tr> </tbody> </table> (イ) 3.3平方メートルに満3歳以上の園児数を乗じて得た面積	学級数	面積（平方メートル）	2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$	3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$	ア 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>学級数</th> <th>面積（平方メートル）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2学級以下</td> <td>$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$</td> </tr> <tr> <td>3学級以上</td> <td>$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$</td> </tr> </tbody> </table>	学級数	面積（平方メートル）	2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$	3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$
学級数	面積（平方メートル）													
2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$													
3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$													
学級数	面積（平方メートル）													
2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$													
3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$													

- 5 施行日の前日において現に幼稚園を設置している者が、当該幼稚園を廃止し、当該幼稚園と同一の所在場所において、当該幼稚園の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る第5条の規定については、当分の間、適用しない。
- 6 施行日の前日において現に保育所（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下同じ。）を設置している者が、当該保育所を廃止し、当該保育所と同一の所在場所において、当該保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る第4条第2号ア、第5号及び第6号の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第4条第2号ア	耐火建築物	耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物（同号ロに該当するものを除く。）

第4条第5号	ア 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積 <table border="1" data-bbox="355 215 831 378"> <tr> <th>学級数</th> <th>面積（平方メートル）</th> </tr> <tr> <td>1学級</td> <td>180</td> </tr> <tr> <td>2学級以上</td> <td>$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$</td> </tr> </table>	学級数	面積（平方メートル）	1学級	180	2学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$	ア 満3歳以上の園児数に応じ、次条の規定により算定した面積
学級数	面積（平方メートル）							
1学級	180							
2学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$							
第4条第6号	ア 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積 (ア) 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積 <table border="1" data-bbox="355 618 831 819"> <tr> <th>学級数</th> <th>面積（平方メートル）</th> </tr> <tr> <td>2学級以下</td> <td>$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$</td> </tr> <tr> <td>3学級以上</td> <td>$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$</td> </tr> </table> (イ) 3.3平方メートルに満3歳以上の園児数を乗じて得た面積	学級数	面積（平方メートル）	2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$	3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$	ア 3.3平方メートルに満3歳以上の園児数を乗じて得た面積
学級数	面積（平方メートル）							
2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$							
3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$							

7 施行日の前日において現に幼稚園又は保育所を設置している者が、当該幼稚園又は保育所を廃止し、当該幼稚園又は保育所と同一の所在場所において、当該幼稚園又は保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園であって、当該幼保連携型認定こども園の園舎と同一の敷地内又は隣接する位置に園庭（第4条第6号アの面積以上の面積のものに限る。）を設けるものは、当分の間、同条第4号の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす場所に園庭を設けることができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園は、満3歳以上の園児の教育及び保育に支障がないようにしなければならない。

- (1) 園児が安全に移動できる場所であること。
 - (2) 園児が安全に利用できる場所であること。
 - (3) 園児が日常的に利用できる場所であること。
 - (4) 教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること。
- （幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例）

8 施行日から起算して5年間は、副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園についての第6条の規定の適用については、同条の表備考第1中「かつ、」とあるのは、「又は」とすることができる。

注 令和元年12月3日規則第66号により、令和2年4月1日から施行
 附則第8項中「5年間」を「10年間」に改める。

一部改正〔令和元年規則66号〕

（幼保連携型認定こども園の職員の数等に係る特例）

9 園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、第6条本文の規定により必要となる園児の教育及び保育に直接従事する職員（以下「職員」という。）の数が1人となる場合には、当分の間、同条の規定により置かなければならない職員のうち1人は、同条の表備考1の規定にかかわらず、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者としてすることができる。

追加〔平成28年規則69号〕

10 第6条の表備考1に定める者については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。以下「小学校教諭等免許状所持者」という。）をもって代えることができる。この場合において、当該小学

校教諭等免許状所持者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、また、当該小学校教諭等免許状所持者は次の各号に掲げる場合を除き、保育に従事してはならない。

(1) 小学校教諭の普通免許状を有する者が第6条の表備考1に定める者とともに満3歳以上満5歳に満たない園児の保育に従事する場合又は満5歳以上の園児の保育に従事する場合

(2) 養護教諭の普通免許状を有する者が第6条の表備考1に定める者とともに満3歳以上の園児の保育に従事する場合

追加〔平成28年規則69号〕

- 11 1日につき8時間を超えて開所する幼保連携型認定こども園において、開所時間を通じて必要となる職員の総数が、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を超える場合における第6条の表備考1に定める者については、当分の間、開所時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を差し引いて得た数の範囲で、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。この場合において、当該者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、また、当該者は第6条の表備考1に定める者とともに保育に従事する場合を除き、保育に従事してはならない。

追加〔平成28年規則69号〕

- 12 前2項の規定により第6条の表備考1に定める者を小学校教諭等免許状所持者又は知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代える場合においては、当該小学校教諭等免許状所持者及び知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者の総数は、同条の規定により置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。

追加〔平成28年規則69号〕

附 則（平成27年12月4日規則第70号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年10月25日規則第69号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年8月10日規則第67号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年12月3日規則第66号）

この規則中第4条第2号の改正規定及び附則第8項の改正規定（「同項」を「同条」に改める部分に限る。）は公布の日から、附則第8項の改正規定（「5年間」を「10年間」に改める部分に限る。）は令和2年4月1日から施行する。